
◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第73号 松崎町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第73号は、松崎町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（教育委員会事務局長 石田正志君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（藤井 要君） これを見させてもらいますと、夜間の関係ですけれども、町外、これはただ単純に倍ということで、今までは1時間、これは倍になっているわけですけれども、なんか割引かなんかやらないと、1時間で終わっても・・・、例えば、テニスコートの欄を見ますと、3200円ですよ。今までは、1600円、1時間で終わったから、1600円、同じ1時間で終わってもこっちの改正をすると3200円、これはちょっとなんか高すぎるような気がするけれども、このところは。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 先ほど、最初に申しあげましたように、実態としましては、2時間というのがほとんどでございます。町民の方がほとんどですけれども。

それで、料金としましては、当町の施設は他の施設に比べて、特に隣の市の施設などと比べますと安い料金設定になっていると思います。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと細かな質問というんですか、ちょっと申し訳ないんですが、この備考の欄がありますよね。その1番、2番、3番、4番。それで、4番の方をちょっと読みますと、松崎町内の宿泊施設に宿泊する者が使用する場合というんですけれども、泊って、1泊して翌帰るまでに時間があるから・・・、これは字のとおりを読むと、今晚泊るからやっくださいという・・・いわゆる過去形、現在形という言葉ではないですけれども、泊って翌日ということだと思えますよ。私の個人的な考えでいいますと、松崎町内の宿泊施設を利用するものの方が・・・、私の見解ですけれども、その辺の考え方が1点と、もう1点は、いわゆる宿泊施設、観光政策で一番いいことだと思います。松崎町のスポーツ施設を使ってもらおうということは、こ

れは大変いいことだと思うんですけども、割引ですよ。ですけども、その中で、ちょっと心配になるのは、個人的な・・・、松崎町あるいは西伊豆町民が例えばテニスコートを使いたい、グラウンドを使いたいということが当然来るわけですね。それが、宿泊施設の方で押さえてしまうというんですか、宿泊施設の方が利用者が多いでしょうから、その辺の松崎町民の個人的な2～3人でテニスをやりたい、もちろん西伊豆町を含めてですよ。同じ料金ですから。

宿泊施設があらかじめ押さえてしまう、その辺の考え方を教えてくださいませんか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 宿泊する者ということでございますけれども、町内に宿泊していただいて、それなりのお金を落としてもらいたいというのが一つの理由で、その間、事前、事後ということでございますけれども、利用するにつきましては、これは運用の問題になると思いますけれど、宿泊施設の方が代理で申請してもらおうということを考えております。

また、利用の・・・、いわゆる観光客の方が独占してしまうということですか、それにつきましても、期間があまりにも・・・、一応予約は3カ月前、利用する月を含めた3カ月前ということになっておりますので、その辺は町内・町外関係なくお願いしているわけでございます。

今まで、長期独占というのは今のところ実際にはないんですけど、野球場とか体育館は1面ですからしょうがないんですけど、テニスコートなどは、複数、5面ほどありますから、その辺は町内の定期利用者の方もおりますので、そういった方々はこちらで把握しておりますから、そういった調整等は事務局の方で考慮していかなければならない点だとは考えております。

○2番（福本栄一郎君） 課長の言うことはわかりますけれども、例えば、この年末年始で町外に出ていた子どもさんたちが帰ってきて、久々にテニスをやろうじゃ・・・、これは5月の大型連休、夏休み、当然ですよ。帰省した、子どもさんたちが帰ってきた・・・、その場合は予約して、もう3カ月前から予約が入っている。そこはもう使えませんよということがあるんですよ。でしたらば、運用するならば、例えば、テニスコートは4面ありますよね。5面ですか。それを全部じゃなくて、少なくとも地元の子どもたち用に1面とか2面残すという・・・、これは教育委員会の運用の仕方でしょうけれども、その辺の考え方をもう一度お聞かせ願えませんか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） スポーツ施設は、ここに限らず本来は町民のそういった健康増進とかスポーツ振興のために設置された施設でございますので、そういった、テニスコートに限っては5面ありますから、できるだけ町民が使えるような余裕を残しておきたいんですけども、予約の期間というのは、3カ月前について特に区別しておりませんので、受付の期間を調整するという事は考えておりませんが、利用面数、施設の数、その辺は教育委員会内で運用で考えていくべき点かなと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 細かいことですが、使用料の仕分けを午前と午後、夜間にするということですが、この前は、今までは4時間未満、4時間以上というようになっていたと、例えば、午前11時に借りるといったら、1時間は午前中、2時間目からは午後というようになると、両方の料金を払わなければならないというのが基本になると思うんですが、そこらの運用はどんなふうにするのか、説明いただきたいと思います。

ともに、全体の、本改正でいわゆる使用料の水揚げにどういう影響があるかということです。収益ですね。どういう影響がありますか。およその試算があると思いますので、説明いただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 使用料金の取り方は、いま言いましたように、午前・午後で明確に分けておりますので、たとえ午前中が1時間、午後からまた使いたいということであれば、この料金設定でいただくことになります。

ただ、それはなんでこうしたかということをお先ほどの目的の中でちょっと言いましたけれど、時間貸出とか、またいでやりますと、次の方とのやり取り、ここはいわゆる無人の施設ですので、管理人がいないわけです。宿日直とか休日の場合にはありまして、鍵の引き渡し等がうまくいかないという事例も過去にはありまして、やはりそれと合わせて、実際に使われている方が午前・午後というような使い方がほとんどですので、実態に合わせた改正にしたいということでございます。

それから、水揚げですけど、一応現行の料金をただ時間で単価で出しているだけでございますから、特別増えることはないと思います。

○10番（鈴木源一郎君） もう一遍言って。料金収入は、全体としてはそんなに大きな違いはないという説明だったのか。もう一遍。

○教育委員会事務局長（石田正志君） はい。極端に増えることはないと思っております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと先ほどの備考の4番ですけども、松崎町民、西伊豆町民は、テニスコートを例に出しますと、先ほど5面あると言われましたけれども、例えば、宿泊施設が大学の合宿で全部押さえました。ということを私は言いたかったんですよ。ですから、そういった場合は、事務局の運用の仕方ですけれども、少なくとも1面か2面を残しておきたいという・・・、これは教育委員会の運用の仕方ですけども、その辺をもう一度確認の意味でお願いします。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 運用でございますので、土日ですか、特に休日の利用については、町民の使える余裕、施設、1面とか2面とかはちょっとわかりませんが、残す

ように心がけていきたいと思います。

それが、3カ月前は予約がなくて、前日とか1週間前にそういつて来た場合、空いていて、そういう場合もちょっと状況によって、また違って来るかもしれません。その辺はまた本当に運用ということでご理解願いたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） じゃあ、手短に。例えば、3カ月ですよね。予約は。そうしたら、町民の方は、例えば、午前中で、町外の方は受付は午後からと、時間をずらせばいいわけですよ。同じ朝からやってしまうとだめ、だから、町内の方は1日前とかというふうにやれば、それで埋まらなかったらしょうがないと考えればいいじゃないですか。いつまで経ったって空いていることだってあり得るわけですから。そういう考えはどうか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 実際に使われる状況を申し上げますと、定期的に使われている方は、町内の方ですね。ほとんどです。ですから、もう皆さん使用する月を含めた3カ月というのは承知しております、3カ月前から入っておりますから、ほとんどブッキングすることはないと思いますけれど、夏季休暇でもだいたい合宿で来る方は平日なんかも多いものですから。また、おそらく町内の方の予約は早いというのが現状です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号 松崎町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手に
より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
